

令和 2 年度 第 6 回
高野町農業委員会 定例会

議 事 錄
(公 開 用)

令和 2 年 12 月 18 日開催

高野町農業委員会

令和2年度 第6回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和2年12月18日（金）

●開会時刻 午前10時05分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪 晴美 3番 上田 靜可 4番 柳 葵
5番 梶谷 廣美 6番 井手上 治己 7番 下名迫 勝實
8番 西辻 政親 9番 泉平 和廣 10番 森脇 伸宜
以上9名出席

●欠席委員 2番 木村 金男 以上1名欠席

●事務局員 事務局長 小西 敏嗣
事務局員 辻本 香織・山越 愛梨・岡田 健司

●関係者

●議事事項 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」について
報告第4号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人報告書の提出」について
その他

●議事内容 次のとおり

* * * * * 午前10時05分 開会 * * * * *

事務局（辻本香織） 定刻となりましたので、令和2年度第6回高野町農業委員会定例会を開催いたします。
さて、本委員会ですが、本日出席委員9名、欠席委員1名でござ

います。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立していますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。年末のお忙しいところ皆様にはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年はコロナウイルスの中、皆の協力をもって農業委員会の運営にあたり御理解、御協力ありがとうございました。先行き不透明なところではありますが、次年度に向けて事業計画、予算と進めてまいりますのでより一層の御支援を賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

事務局（辻本香織）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、1番、井阪委員、9番、泉平委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願ひいたします。

議長

改めまして、おはようございます。

一応、年末年始の年末に入りましたので、いろいろと皆さんお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。何かいろいろと世間はコロナ、コロナで何か言うたらコロナですけども、皆さんなるべくかかるないように、人と接触するときには、離れてしゃべるとか、マスクも絶対するとか、そういうことを守りながら自分の仕事をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に沿って行っていきます。

議題第7号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請」について、別添の農地につき、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。

令和2年12月18日提出 高野町農業委員会会长柳 葵

今回の申請は2件ございます。農地の所在、高野町大字西富貴塙手・・・・ほか1筆で、場所については、8ページの航空写真を

御覧ください。

登記簿地目は畠、現況地目も畠、農振区分は・・・につきましては農振地内でございます。面積は1,100.00平米です。権利の種類は、有償による所有権の移転で、10アールあたり9,090円です。譲渡人の住所、氏名、・・・・・氏。申請事由は、農業経営規模を縮小したいとのことです。譲受人の住所、氏名は、・・・・・氏です。申請事由としましては、農業経営をしたいということです。

補足説明といたしまして、現地調査につきましては、12月2日に事務局と井阪委員と実施いたしました。後ほど井阪委員より報告があります。

詳細につきましては、5ページの調査書を御覧ください。

1号の全部効率化要件につきましては、花木や野菜の栽培を行うとともに、所有する機会の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため、該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件につきましては、個人のため適用はありません。

4号の農作業従事要件につきましては、譲受人が年間80日家族経営者として妻が280日農作業に従事すると見込まれる計画であるため、該当しません。

5号の下限面積につきましては、高野町は全域で10アールの設定でございます。今回の取得面積に合わせて、11.0アールのため、該当いたしません。

また、6号については、所有者以外の権限で耕作しているものがいないため、耕作は該当いたしません。

次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で野菜や花木の栽培を行い、効率的な農業経営を目指すとのことです。今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のとおり、書類審査及び現地調査をしたところ、農地法第2号の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、現地報告で井阪委員による報告をお願いいたします。

井阪委員

1番、井阪です。議案第7号について、令和2年12月2日に事務局の辻本係長、岡田主査と共に現地調査を行いました。当該申請地においては、以前より保全管理状態が続いており、申請者は今回

取得の農地を含め、花木、野菜の栽培を行い、安定的な農業経営を目指すことから、引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。

事務局説明のとおり、現地において農地法第3条の許可相当と判断したので、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局並びに担当委員から報告ありましたが、御意見、御質問等ございませんか。

ないようですので、議案第7号は許可したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、報告第4号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人報告書の提出」事務局より説明お願ひします。

事務局（辻本香織）

報告第4号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人報告書の提出」について、農地法第6条第1項規定に基づき農地所有適格法人報告書が提出され、内容確認したので報告する。

令和2年12月18日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵

農地所有適格法人の報告書について説明いたします。今回の報告は2件でございます。農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により農協委員会にて報告することになっております。その報告は、農地法施行規則第58条第1項により毎年事業年度の終了後3ヶ月以内と定められております。提出のあった農業生産法人から報告書受理し、農業生産法人としての適合状況確認書によって行いました。よって、この確認書をもって報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局で説明ありましたが、御意見、何か御質問ございませんか。

下名迫委員

すみません。7番、下名迫でございます。

議長

どうぞ

下名迫委員

……かな。これブドウのことですね。富貴でブドウは全然せえへんし、どないか結論つけらなあかんのちゃうかな。

事務局（辻本香織）

……さんに聞いたところ、ブドウは作ってるということで、でも鹿とかの被害でなかなか成長までいかないですが、作りますって

いうことです。

下名迫委員 作る気あるんかな。

事務局（辻本香織） はい。

井阪委員 1番の井阪です。

議長 どうぞ。

井阪委員 今年も草刈ってくれてたように思いました。そやけど植えるところでは、まだいってないみたいですよね。今年は苗が、できてくるんでとかいう話やったみたいに思うんやけど、まだよう植えてられへんみたいやし。来年にかけらんしゃあない。

事務局（辻本香織） 見守っていきたいと思ってます。

井阪委員 そうやなあ。やっぱり人手が足らんのかな。

事務局（辻本香織） でも、鹿が食べるとか言って、なかなか成長がっていうのは言ってました。

井阪委員 ほんなら最初、植えたとこは育ってないことやね。

事務局（辻本香織） 育ってないみたいなので、ブドウになりましたかって言ったら、いやあって言うてました。

井阪委員 いやあ、なってないように思うわ。もう何か草のほうが目立って。そやけどそうして植える言うてるの。

事務局（辻本香織） するって、言ってます。

議長 言うてたけどな。日にちの問題やからな、なかなか難しい問題で。遠いんでね。有田から来るのは。ビールのホップの人やったら、橋本から、飛んできてくれるわ。有田のほうからくるさかい、ちょっと遠いね。今より前進の方向でいっていただいたらいいと思います。

ほかにないですか。ないようですので、報告第4号については、「同意」したいと思います。

これで以上、全審議は全て終了しました。そのほか、ほかに事務

局よりお願ひいたします。

事務局（辻本香織）

今日、机の上に置かしていただいてます、農業委員会の手帳は、来年の分になります。来年の分なので、また活用していただければ思います。証明書のほうもついておりますので、現地調査に行くときには携帯していただければと思います。

もう1つ、このグリーンの活動記録セットですけども、これも農地を見に行ったとき等に、活動の記録をお願いしたいと思います。

今年ですけど、集積のほうがなかなか進んでおりませんので、皆さんも貸し借りしたいよと言う人がいないか、心がけていただきお声かけていただき、できるだけ農地を貸してほしいとか、借りたいとかっていう方を御紹介していただければと思いますので、またよろしくお願ひいたします。それと農地が荒れていましたら、草刈ってよとお声がけしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ほかに何か御質問、それか聞きたいことないですか。

井阪委員

先ほどのブドウの人、鹿に食べられるって言わはるけど、そう大した囲いもしてはらへんように思いますね。あれでは、そら絶対無理ですね。出会うたときに、言うたらなあかんなと思って。

事務局（辻本香織）

分かりました。また伝えます。

井阪委員

もうちょっと背の高いしっかりした垣囲をせんことには。やっぱりもっとかけらんと、なかなか作物はできませんのね。ちょっとアドバイスしたってください。

事務局（辻本香織）

はい。そういう意見もあったということを伝えます。

議長

他にないですか。ないようなので、これで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。来年もよろしくお願ひいたします。

* * * * * 午前10時20分 閉会 * * * * *

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会長

署名委員 1 番

署名委員 9 番